

令和6年度 美濃中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和6年4月改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<一定の人間関係>とは…

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

具体的ないじめの態様は、

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれにされたり、無視されたりする
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

であるが、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。（「表面的・形式的にすることなく」とは、例えば、本人がいじめられていることを否定したり、「何でもない、大丈夫」と言ったりした場合でも、周りの状況を注意深く、客観的に判断していくことである）

加えて、いじめにあたりと判断した場合も、いじめた児童生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた児童生徒の心の中にある弱さや苦悩に寄り添うことも必要である。

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意でしたことが意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」と言う言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応によることも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校の「いじめ対策委員会」へ情報共有することは必要となる。

尚、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されないものである。」
- ・「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。」
- ・「仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」
- ・「暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」
- ・「いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、観衆としてはやし立てたり面白がったりするものの存在や、周囲で暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめをしない！させない！許さない！という雰囲気生まれるようにすることが必要である。」

(3) 学校としての構え

- ・教育活動全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を、生徒一人一人に促す。
- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応に取り組み並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ・教職員はいじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的な対応ができるように家庭や教育委員会、事案に応じた関係機関との連携を図る。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

「美濃中学校いじめ防止基本方針」に沿った教育活動全体を通じた「学校いじめ防止プログラム（未然防止・早期発見・早期対応・指導体制・職員研修などを明記）」を策定・実行する。

(1) すべての生徒が安心して過ごせる学校づくり

- ・生徒一人一人が尊重されるとともに、「自分だけを大切にした生き方ではなく、自分も大切にしながら、他の人を大切にする生き方」を基盤にした経営を徹底する。
- ・全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての生徒に提供し、自己有用感が高められるように努める。
- ・いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

- ・教育活動全体を通じて、自己指導能力の育成に取り組むとともに、全教職員が自他のかけがえのない生命の大切さや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・教師は温かい言動や受容的かつ共感的な態度に徹し、悩み等を相談しやすい関係を生徒と築けるように努めるとともに、生徒の困り感や心理状況に応じて、専門機関との連携を積極的に行う。

(2)「充実感のある授業」の推進

- ・自分の夢や目標を実現するために必要となる学力を高める教育を推進する。
- ・基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけさせる指導を大切にする。
- ・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・課題を解決していく学習過程の中で、考えを交流する場面を意図的に設け、考えには多様性があることを知り、自他ともに大切にしつつ、主張したり、同意したりしながらよりよい解決の仕方を学べるようにする。

(3) 生命や人権を大切にする営み

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、自分を大切にするとともに他の人のことも同じように大切にする心、自律の心、確かな規範意識等が育つ教育を充実する。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・美濃市版GIGAワークブックをもとに情報モラル教育を計画的に実施する。
- ・スマートフォンや携帯電話などのネット接続可能な機器の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、インターネットの掲示板やメール、SNSなどを介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、外部機関と連携して行う研修や、子育てネットワークの活動を中心に、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・生徒に観衆や傍観者がいじめを許し、いじめを助長させることや、いじめを発見した場合勇気をもって周りの大人に知らせることを繰り返し指導する。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ防止対策委員会」(「5 いじめ防止等の対策のための組織の設置」参照)で各学級の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ

細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員、心の相談員と連携した指導を行う。

- ・生徒からのSOSを見逃さないために、生徒に対しアンケート調査を計画的に実施し、その結果や相談内容を管理職を含め必ず複数の職員で確認する。確認されたアンケート結果等は必ず学校の「いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに対応する。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を行い、生徒一人一人の心の居場所づくりに努める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えずに、「背景にいじめがないか」との疑いをもって生徒の指導にあたる。また、生徒から相談を受けたときには、本人の表現や言葉で全てを理解しようとせず、言葉にできない訴えたいことを教師が察したり汲み取ったりしながら聴く。
- ・生徒の変化を見逃さないために、日常的に、言動、表情、友達関係、持ち物等に気を配り、少しでも気になったことがあったら、必ず、担任や他の職員と積極的に情報共有したり、生徒指導情報交流の時間を活用したりして、いじめの早期発見に結び付ける。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、心の相談員、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修等、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」「いじめの備える基礎知識」「生徒指導リーフ」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・どんな些細なことであっても、学校で児童生徒の変化に気付いたときには、背景にいじめがあるかもしれないという疑いをもち、学校から保護者に速やかに連絡をする。
- ・保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、いじめられた側といじめた側の双方ともに、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から美濃市教育委員会や関係警察署、中濃子ども相談センター、美濃市健康福祉課、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行うとともに、必要に応じてスクールロイヤーのアドバイスを受け、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実

関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ事案への対処

(1) 初期対応

- ・被害を受けた生徒本人の訴えを十分に聴く。
- ・被害を受けた生徒からの訴えを保護者に伝え、情報を共有し協力を依頼する。
- ・被害を受けた生徒や保護者の意向を踏まえつつ、「緊急いじめ防止対策委員会」で、事実に基づき、いじめであるか否かの判断をする。いじめを受けた生徒を守るための具体的な手立てと、指導方針を明らかにする。その際には、前年度までのいじめ記録を確認し、再発事案については、これまでの対応をふまえて指導方針を明らかにする。
- ・学校の指導方針について本人と保護者に説明し、理解を得る。
- ・必要に応じて子ども相談センターや警察に通報し、適切な援助を求める。

(2) 正確な事実把握

- ・いじめを受けた生徒の訴えをもとに、順にいじめた生徒、周辺生徒への聞き取りを行う。
- ・事実確認においては「いつ」「どこで」「だれが」「何を」「どうしたか」について明らかにし、事実の記録を客観的に残した上で、事実関係の整合性を確認する。双方の説明が一致しない場合、事実の整合性を図ることのみに固執せず、他の要因があることも視野に入れ、慎重に対応する。
- ・必要に応じて、いじめを受けた生徒及びその保護者の同意を得た上で、他の生徒に対して「事実関係を明らかにするためのアンケート調査」等を人権に十分に配慮して実施する。

(3) いじめ解消に向けた指導

- ・いじめた生徒が自分が行った事実を認め、その原因を見つめることを通して、自分の何が、どうして悪かったのかを理解できるようにする。
- ・いじめた生徒の保護者に、事実、指導の経緯、今後の指導について説明する。また、「謝罪をもって安易に解消することはできない」ということを確認し、いじめを受けた生徒と保護者が安心して学校生活を送れるようになるまで、協力して取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。
- ・いじめを受けた生徒と保護者に、指導の経緯と今後の支援について十分説明し、理解を得る。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省するよう指導する。
- ・いじめを受けた生徒、いじめた生徒、保護者の同意を得て、全体指導を行う。
- ・いじめの対応の記録は、「どんなメンバー（組織）で」「どういう意志決定をしたか（指導の根拠）」「今後、どう指導するのか（指導内容）」について残す。

(4) いじめの解消

いじめた生徒への指導後も、いじめが解消するまで、継続して経過観察及び支援

を行い続ける。いじめが解消している状態とは、いじめられた生徒が元の生活を取り戻している状態を言うが、そのために少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの解消に向けてさらに長期の期間が必要である場合もある。学校は、被害・加害生徒の様子を把握し、必要な指導を行う。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを被害生徒本人及びその保護者に対し面談等を行い確認する。この場合において、事案に応じ外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」と判断した場合でも、半年、一年後に、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に様子を見守る必要がある。

（5）大まかな対応順序

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と組織での対応方針の決定
- ③事実関係の正確な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞き取る）
- ④いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（1）「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

常設の組織：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任
特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、養護教諭 等
必要に応じ：PTA役員代表、学校運営協議会の委員、スクールカウンセラー
民生児童委員代表、人権擁護委員代表、「まごころの会」（学校教育支援団体）代表 スクールロイヤー 子ども相談センター 等

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ①いじめを許さない・いじめが起きにくい学校づくり
 - ・方針に基づく取組の実施、年間計画作成・実行・検証・修正
 - ・校内研修の計画的な実施
 - ・方針の点検と見直し（PDCA サイクルの実行）
- ②いじめの疑いや問題行動に係る情報収集と記録・共有
- ③緊急いじめ未然防止委員会の開催
 - ・緊急会議の開催、アンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ・被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等、対応方針の決定、組織的な指導の継続
 - ・保護者との連携を組織的に実施

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のいじめ事案についての引き継ぎ ・学校だより、ホームページによる「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・授業参観時の懇談会で「方針」説明 ※校内関係者のみによる「校内 いじめ未然防止対策委員会」は4月当初から随時実施。報告を職員会に位置づける	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた学年集会 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で「方針」説明 ・「いじめ防止対策拡大委員会」の実施 ・タウンミーティングによるネットいじめ研修 ・心の（いじめ）アンケートの実施、教育相談の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒向けネットいじめ研修① ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の（いじめ）アンケートの実施、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」 ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・いじめアンケート ・教職員による次年度の取組計画 	

2月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の（いじめ）アンケートと教育相談の実施 ・「いじめ防止対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校運営協議会（本年度のいじめ対策の報告） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・次年度に引き継ぐいじめ事案の確認 	第3回県いじめ調査（国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

7 学校評価の評価項目

・いじめ防止対策委員会が、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して、適切に機能しているかを定期的に点検する。そのための学校評価の項目に次の4点について実施状況を位置づける。重点的に取り組む内容について達成目標を設定し、評価し、改善を図る。

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組
- ②早期発見・事案対処のマニュアルの実効
- ③定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施
- ④校内研修の実施

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

8 重大事態への対処

- ・法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）」「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）」とされている。
- ・法第28条第1項第各号の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状態に至る要因が該当生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

例えば以下のようなケースを想定している。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な障害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの調査を行う。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したことを前提として報告・調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、迅速に報告・調査等に当たる。

学校が重大事態と判断した場合は、教育委員会を通して、直ちに市長に報告する。報告内容については、教育委員会・学校自身にとって不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合い、知りえた事実について正しく報告する。

〔学校で調査委員会を立ち上げるような重大事態への対応〕

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠るようなことはしない。

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

※例えば指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等を依頼する。

〔調査を行うための留意事項〕

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことはいうまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢をもつ必要がある。
- ・学校は、「美濃市いじめ問題対策委員会」に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むことが重要である。

- ・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。詳細は、「子供の自殺がおきた時の背景調査の指針」（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺の予防に関する調査研究協力者会議）を参照する。

〔情報を提供する際の留意事項〕

- ・学校はいじめを受けた生徒や保護者に対して、事実関係その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

学校における資料の保管、いじめ事案の記録及び引き継ぎ

〔資料の保管〕

一次資料（アンケートの質問票の原本等）の保管期間は、最低でも該当生徒が卒業するまでとする。二次資料（アンケートや聴取の結果を記録した文書等）及び調査報告者の保管期間は、指導要録との並びで5年とする。

- ・保管については、保管場所や保管担当者を明確にし、必要に応じて閲覧できるようにする。
- ・年度ごとのいじめ事案についてまとめた文書を作成し、次年度に引き継ぐ。

〔いじめ事案の記録〕

- ・学校で記録簿を準備し、いじめ事案については、すべて専用の記録簿に記録（5W1Hなど）する。
 - ・事実の記録は、いじめが始まったのはいつか、いじめに至った経緯（事実のみ）はどのようなか、について客観的に残す。また、「どんなメンバー（組織）で」「どういう意志決定をしたか（指導の根拠）」「今後、どう指導するのか（指導内容）」について残す。
 - ・生徒に聴き取りをするときは、複数名（女子生徒に対しては、原則女性職員を含める）で対応する。（1名は聴き取り、1名は記録担当として記録を残す。）また、連続して長時間に及ぶ聴き取りにならないように心身の健康に十分配慮する。
- ※過去のいじめについて対応する場合もある。そのため、上記の記録を大切にす。

〔次年度以降への引き継ぎ〕

前年度までに起きたいじめに関する内容を確実に引き受け、学級編制及び班編制に生かすなど安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、再発防止に努める。また、当該年度に起きたいじめの内容を転出先、次年度及び進学先に確実に引き継ぎ、再発防止に努める。

- 年度末には、「いじめ防止対策会議」を開き、本年度に起きたいじめに関わる内容を確認し、次年度の進級学年や卒業後の進学先に確実に引き継ぐための準備を行う。
- 新年度当初には、「いじめ防止対策会議」を開き、前学年までや入学前のいじめに関わる情報を確認し、確実に引き継ぎを行う。